

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的<a href="#">订阅规则</a>；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的<a href="#">“里兆法律资讯”</a>栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">受信にあたってのお願い</a>をご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">「里兆法律情報」</a>の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご<a href="#">連絡</a>ください。</p>
---	---

## Issue 13 • 2006/05/27 ~ 2006/06/02

### 一、相关新法令及新政策

#### I 商务部关于外商投资举办投资性公司的补充规定

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商务部令 2006 年第 3 号  
 【发布日期】2006-05-26  
 【施行日期】2006-07-01  
 【提 示】该补充规定对商务部 2004 年 11 月 17 日发布的《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》【商务部令（2004）第 22 号】作出了若干修订，修订内容主要涉及出资币种及出资期限、业务范围、境内投资、资金管理等方面。  
 【法令全文】法令全文如下。政府官方网站尚未正式公布。

中华人民共和国商务部令  
 2006 年 第 3 号

《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》已于 2006 年 5 月 17 日经商务部第 5 次部务会议审议通过，现予以公布，自 2006 年 7 月 1 日起施行。

部长 薄熙来  
 二〇〇六年五月二十六日

### 一、関係する新法令及び新政策

#### I 外商が傘型会社を設立することについての商务部による補充規定

【発布機関】商务部  
 【発布番号】商务部令 2006 年第 3 号  
 【発 布 日】2006-05-26  
 【施 行 日】2006-07-01  
 【コメント】この補充規定は商务部が 2004 年 11 月 17 日に発布した「外商が傘型会社を設立することについての商务部による規定」【商务部令(2004)第 22 号】について若干の修正をしており、修正内容は主に投資貨幣及び投資期限、業務範囲、域内投資、資金管理等の方面です。  
 【法令全文】法令の全文は以下の通りです。政府の公式サイトはまだ正式には公布されていません。

中華人民共和國商務部令  
 2006 年 第 3 号

「外商が傘型会社を設立することについての補充規定」が 2006 年 5 月 17 日に商務部の第 5 回部門委員会会議で審議を経て可決されたので、ここに公布し、2006 年 7 月 1 日から施行する。

部長 薄熙来  
 二〇〇六年五月二十六日

## 关于外商投资举办投资性公司的补充规定

为进一步鼓励跨国公司来华投资，完善投资性公司功能，现就商务部 2004 年 11 月 17 日发布的《关于外商投资举办外商投资性公司的规定》（商务部令【2004】第 22 号，以下简称“22 号令”）作出如下补充规定：

一、将 22 号令第七条修改为：“外国投资者须以可自由兑换的货币或其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益作为其向投资性公司注册资本的出资。中国投资者可以人民币出资。外国投资者以其人民币合法收益作为其向投资性公司注册资本出资的，应当提交外汇管理部门出具的境内人民币利润或其他人民币合法收益再投资的资本项目外汇业务核准件等相关证明文件及税务凭证。自营业执照签发之日起两年内出资应不低于三千万美元，注册资本中剩余部分出资应在营业执照签发之日起五年内缴清。”

二、允许投资性公司承接境外公司的服务外包业务。

三、将 22 号令第十一条修改为：

“投资性公司从事货物进出口或者技术进出口的，应符合商务部《对外贸易经营者备案登记办法》的规定；投资性公司出口产品可按有关规定办理出口退税；

投资性公司可通过佣金代理（拍卖除外）、批发方式在国内销售其进口及在国内采购的商品；特殊商品及以零售和特许经营方式销售的，应符合相关规定。”

四、允许投资性公司根据国家有关规定对上市公司进行战略投资，投资性公司应视为股份有限公司境外股东。

五、符合 22 号令第十五条有关条件的投资性公司，在其所投资企业投产前或其所投资企业新产品投产前，为进行产品市场开发，可进口相关产品在国内试销；并可委托境内其他企业生产/加工其产品或其母公司产品并在国内外销售。

六、删除 22 号令第十六条。

七、外国投资者以其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益向投资性公司注册资本出资（或增资），投资性公司可将该部分注册资本的全部或部分用于境内投资设立企业。投资性公司以上述注册资本所

## 外商が傘型会社を設立することについての補充規定

多国籍会社が中国へ投資することを更に奨励し、傘型会社の機能を完全化するために、ここに商務部は 2004 年 11 月 17 日に発布した「外商が傘型会社を設立することについての規定」（商務部令【2004】第 22 号、以下「22 号令」という）について以下の補充規定を行なう。

一、22 号令第七条を次の通り修正する。「外国投資者は兌換可能な貨幣又は中国域内で獲得した人民元利益或いは株式振替、清算等の活動で獲得した人民元の合法的な収益を傘型会社の登録資本金に出資しなければならない。中国の投資者は人民元で出資することができる。外国投資者は自らの人民元の合法的な収益を傘型会社の登録資本金として出資する場合、外国為替管理部門が発行した域内の人民元利益又はその他の人民元の合法的な収益で再投資する資本項目の外国為替業務の認可証等の関係証明書類及び税務証憑を提出しなければならない。営業許可証の交付日から 2 年以内に出資する場合、3 千万米ドルを下回ってはならず、登録資本金の中の残余部分の出資は、営業許可証の交付日から 5 年以内に全額を払い込まなければならない。」

二、傘型会社が域外の会社のサービス外注業務を引き受けることを認める。

三、22 号令第十一条を次のように修正する。

「傘型会社が貨物の輸出入又は技術の輸出入を取り扱う場合、商務部の「対外貿易経営者届出登記弁法」の規定に適合していなければならない。傘型会社が製品を輸出する場合、関係規定に基づき輸出にあつての税金還付を受けることができる。

傘型会社がコミッション代理（競売を除く）、卸売の方式で国内で自らが輸入及び国内で購入した商品を販売することができる。特殊商品及び小売やフランチャイズ方式で販売する場合、関係規定に適合していなければならない。」

四、傘型会社が、国の関係規定に基づき、上場会社に対し戦略的投資を行なうことを認めるが、傘型会社は株式有限会社の域外の株主として見なされなければならない。

五、22 号令第十五条の関係条件に適合する傘型会社は、その投資先企業の生産開始前或いはその投資先企業の新製品の生産開始前に、製品の市場開発を目的として、関係する製品を輸入し国内で試験的に販売することができる。また、域内のその他の企業にその製品若しくは本社の製品の生産/加工を依頼し、国内外で販売することができる。

六、22 号令第十六条を削除する。

七、外国投資者は自らが中国域内で獲得した人民元利益又は株式振替、清算等の活動によって獲得した人民元の合法的な収益をもって、傘型会社の登録資本金として出資（又は増資）し、傘型会社が上記の登録資本金で設立する企業は、外商投資企業審査批

投资企业凭外商投资企业审批机关的批准文件、外汇管理部门核准外国投资者以人民币利润或其他人民币合法收益向投资性公司出资（或增资）的资本项目外汇业务核准件、投资性公司出具的对所投资企业人民币出资来源于上述注册资本的书面说明等文件，即可向所在地外汇管理部门申请办理外商投资企业外汇登记及验资询证相关手续，无需再次办理投资性公司以人民币境内投资的资本项目外汇业务核准件。

中外合资的投资性公司以来源于其中方投资者人民币出资的注册资本在境内设立企业，无需办理外商投资企业外汇登记、转股收汇外资产外资产登记、验资询证及外资产外资产登记等外汇管理相关手续，可按普通境内企业的有关规定正常办理验资手续。

八、将 22 号令第二十二條（二）第 1 小項修改为：“本规定第十条、第十一条和第十五条所规定的业务。”

九、经商务部批准，允许被认定为地区总部的投资性公司从事经营性租赁和融资租赁业务。

十、允许被认定为地区总部的投资性公司委托境内其他企业生产/加工产品并在国内外销售，从事产品全部外销的委托加工贸易业务。

十一、行使财务中心或者资金管理中心职能且被认定为地区总部的投资性公司，经外汇管理机关批准，可以对境内关联公司的外汇资金进行集中管理，也可以在境内银行开立离岸帐户集中管理境外关联公司外汇资金和境内关联公司经外汇管理机关批准用于境外放款的外汇资金。离岸帐户与境内其他帐户之间的资金往来，按照跨境资金往来管理。

十二、投资性公司应于每年 6 月 1 日前将上一年投资、经营等情况，按照规定的内容、格式和方式报商务部备案，并应根据商务部要求及时报送相关信息。商务部对投资性公司上报的信息承担保密义务。

十三、投资性公司未按第十二条要求报送相关信息的，商务部将按照有关规定处理。

十四、本规定自 2006 年 7 月 1 日起施行。22 号令与本规定不一致的，以本规定为准。

【备注】您也可以点击以下网址，查看该通知的官方原文：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200606/2006062366865.html>

准機關の批准文書、外国為替管理部門が外国投資者が人民元利益又はその他の人民元の合法的な収益によって傘型会社に出資（又は増資）することを認めた資本項目外国為替業務認可証、傘型会社が発行した投資先企業の人民元出資の出所は上記登録資本金であることの書面での説明書等の書類をもって、所在地の外国為替管理部門で外商投資企業の外国為替投機及び出資監査照合関係手続きを行なうことができ、傘型会社が人民元で域内に投資する資本項目外国為替業務認証証の手続きを改めて行なう必要はない。

中外合併による傘型会社がその中方の投資者の人民元出資による登録資本金をもって域内に企業を設立する場合、外商投資企業の外国為替登記、株式振替による外貨受取外資外国為替投機、出資監査照合及び外国為替登記等の外国為替管理の関係手続きは、一般の域内企業の関係規定に従って出資監査手続きを正常に行なうことができる。

八、22 号令第二十二條（二）第 1 小項を次のように修正する。「本規定の第十条、第十一条と第十五条で定める業務。」

九、商務部の批准を経て、地域本部と認定された傘型会社がオペレーティングリースとファイナンスリース業務を取り扱うことを認める。

十、地域本部と認定された傘型会社が域内のその他の企業に製品の生産/加工を依頼して、国内外で販売し、製品の全ての輸出の委託加工貿易業務を取り扱うことを認める。

十一、財務センター又は資金管理センターの機能を公司し、地域本部と認定された傘型会社は、外国為替管理機關の批准を受けた後、域内の関連会社の外国為替資金について集中的に管理を行なうことができ、域内の銀行でオフショア口座を開設し、域外の関連会社の外国為替資金と域内の関連会社が外国為替管理機關の批准を受けて域外への貸付に用いる外国為替資金を集中的に管理することができる。オフショア口座と域内のその他の口座との間の資金の取引は、国境を越えた資金の取引と同様に管理する。

十二、傘型会社は毎年 6 月 1 日前までに前年度の投資、経営等の状況を、規定された内容、書式及び方式に従って商務部に報告し届出、商務部の要求に従い、係る情報を遅滞なく報告しなければならない。商務部は傘型会社から報告された情報については秘密保守義務を負う。

十三、傘型会社が第十二条の要求に従って係る情報を報告しない場合、商務部は関係規定に従って処理する。

十四、本規定は 2006 年 7 月 1 日より施行する。22 号令が本規定と一致しない場合、本規定を基準とする。

【備考】下記 URL をクリックすると、この通知についての公式ウェブサイト上の原文をご覧いただけます。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200606/2006062366865.html>

1 [国家工商行政管理总局关于实施《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局  
 【发布文号】工商外企字【2006】第 102 号  
 【发布日期】2006-05-26  
 【施行日期】2006-05-26  
 【提 示】该通知在《国家工商行政管理总局 商务部 海关总署 国家外汇管理局 关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》【工商外企字（2006）81 号；以下简称“《执行意见》”】的基础上，对外商投资的公司的组织机构、外国投资者主体资格或身份证明之公证与认证、外商投资的公司境内再投资、办事机构等问题作出了更细化的规定。对此，我们简要概括如下：

组织机构	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 中外合资、中外合作的有限责任公司：需设立董事会，且为权力机构；其他组织机构按照公司自治原则由公司章程依法规定；</li> <li>n 外商合资、外商独资的有限责任公司；外商投资的股份有限公司：按照《公司法》设置；</li> <li>n 2006 年 01 月 01 日以前已经设立的外商投资的公司：是否对章程进行修改，公司登记机关不做强制要求，由公司自行决定，如果修改则报审批机关批准和登记机关备案。</li> </ul>
外国投资者主体资格或身份证明之公证与认证	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 《执行意见》对此的规定较为原则；</li> <li>n 具体的公证认证渠道则通过修订后的《外商投资企业登记书式及规范要求》进行细化。</li> </ul>
境内再投资	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 自 2006 年 01 月 01 日起，登记机关不再审查外商投资的公司境内投资资格证明；</li> <li>n 《（原）对外贸易经济合作部、国家工商行政管理总局关于外商投资企业境内投资的暂行规定》第 5、6 条规定的如下内容不再执行：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资的公司进行境内投资，需要满足以下三个条件：                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注册资本已缴清；且</li> <li>2. 开始盈利；且</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>

1 [「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあつての若干問題についての執行意見」を實施することについての国家工商行政管理總局による通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理總局  
 【発布番号】工商外企字【2006】第 102 号  
 【発布日】2006-05-26  
 【施行日】2006-05-26  
 【コメント】この通知は、「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあつての若干問題についての国家工商行政管理總局 商務部 税関總署 国家外国為替管理局による執行意見」【工商外企字（2006）81 号、以下「『執行意見』」といいます】の基礎のもと、外商投資による会社の組織機構、外国投資者の主体資格又は身分証明の公証と認証、外商投資による会社の域内再投資、事務機構等の問題についてより細かな規定を定めています。これについて、我々は以下の通り簡潔にまとめました。

組織機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 中外合弁、中外合作の有限責任会社：意思決定機構としての董事会を設立する必要がある。その他の組織機構は、会社の自治原則に則り、会社定款にて適法に定める。</li> <li>n 外商合弁、外商独資の有限責任会社：外商投資の株式有限会社：「会社法」に従って設置する。</li> <li>n 2006 年 1 月 1 日より前にすでに設立した外商投資の会社：定款に修正を行なうかどうかについて、会社登記機関は強制的な要求をしておらず、会社が自ら決めるとし、もしも修正を行なう場合には、審査批准機関の批准と登記機関での届出手続きを行なう。</li> </ul>
外国投資者の主体資格又は身分証明の公証と認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 「執行意見」のこの点についての規定はやや原則的なものである。</li> <li>n 具体的な公証認証のルートは改正後の「外商投資企業登記書式及び规范要求」を通じて詳細にしている。</li> </ul>
域内再投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 2006 年 1 月 1 日より、登記機関は外商投資による会社の域内の投資資格証明を審査しないことになった。</li> <li>n 「外商投資企業の域内投資についての（旧）対外貿易經濟合作部、国家工商行政管理总局による暫定規定」第 5、6 条に定める以下の内容は執行しないことになった。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投資による会社が域内投資を行なう場合、以下の 3 つの条件を満たさなければならない。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>3. 依法经营, 无违法经营记录。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资的公司进行境内投资的累计投资额不得超过自身净资产的 50%; 投资后, 接受被投资公司以利润转增的资本, 其增加额不包括在内。</li> </ul> <p>【备注】对于上述“境内再投资”的内容, 据律师从商务部了解的信息, 国家工商行政管理总局似乎尚未就此与商务部进行充分沟通; 在商务部对此发表正式意见之前, 律师建议, 对于需要商务主管部门审批的项目, 实践操作时与商务主管部门事先沟通。</p>
办事机构	<p>n 原已登记的办事机构, 不再办理延期手续;</p> <p>n 期限届满以后, 应当办理注销登记或根据需要申请设立分公司。</p> <p>【备注】法律并未禁止办事机构的存在, 外商投资企业可根据业务需要直接设立从事业务联络的办事机构, 无须办理工商登记, 但办事机构仍将受到登记机关的监管。</p>

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

- n 国家工商行政管理总局关于实施《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》的通知【工商外企字(2006)第102号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=185&myRandom=.956212947436474>
- n 国家工商行政管理总局 商务部 海关总署 国家外汇管理局关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见【工商外企字(2006)81号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>
- n (原)对外贸易经济合作部 国家工商行政管理局关于外商投资企业境内投资的暂行规定【(原)对外贸易经济合作部、国家工商行政管理局令 2000年第6号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=37&myRandom=.903709866154446>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録資本金がすでに全額払い込まれている。</li> <li>2. 利益が計上されている。</li> <li>3. 適法に経営し、違法な経営記録がない。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投資による会社が域内投資を行なう場合の累計投資額は自らの純資産の 50%を超えてはならない。投資の後、投資先会社の利益から増額分として振り替えた資本を受け入れる場合、その増加額はその中に含まないとする。</li> </ul> <p>【備考】上記の「域内再投資」の内容について、弁護士が商务部から獲得した情報によると、国家工商行政管理总局は本件について商務とは充分な意見交換をまだ行っていないようです。商务部が本件について正式な意見を発表する前に、商務主管部門の審査批准が必要なプロジェクトについては、実践で取り扱う際に、商務主管部門と事前に意見交換をした方がよいであろうと弁護士は考えます。</p>
事務機構	<p>n もととの登記済みの事務機構は、今後は延長手続きを行なわないことになった。</p> <p>n 期限が満了した後、登記抹消の手続を行なうか、又は、必要に応じて支店(分公司)の設立を申請しなければならない。</p> <p>【備考】法律では、事務機構の存在について禁止はしておらず、また、外商投資企業は業務上の必要性に基づき、業務連絡を取り扱う事務機構を直接に設立することができ、工商登記の手続は不要ですが、事務機構は引き続き登記機関の監督管理を受けることとなります。</p>

【関係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。

- n 「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」を実施することについての国家工商行政管理总局による通知【工商外企字(2006)第102号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=185&myRandom=.956212947436474>
- n 外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理总局 商务部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見【工商外企字(2006)81号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>
- n 外商投資企業の域内投資についての(旧)対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局による暫定規定【(旧)対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局令 2000年第6号】  
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=37&myRandom=.903709866154446>

1 建設部 国家发展和改革委员会 監察部 財政部 国土資源部 中国人民銀行 国家稅務總局 国家統計局 中国銀行業監督管理委員會 关于調整住房供應結構穩定住房價格的意見

【发布单位】建設部、国家发展和改革委员会、監察部、財政部、国土資源部、中国人民銀行、国家稅務總局、国家統計局、中国銀行業監督管理委員會

【发布文号】国办发【2006】37号

【发布日期】2006-05-24

【施行日期】2006-05-24

【提 示】针对中国房地产市场的现状，中国相关政府部门就调整住房供应结构、稳定住房价格的问题制定了详细规定。关于该意见，律师提请房地产开发企业重点关注以下几点：

关于新建住房结构比例	n	自 2006 年 06 月 01 日起，凡新审批、新开工的商品住房建设，套型建筑面积 90 平方米以下住房（含经济适用住房）面积所占比重，必须达到开发建设总面积的 70%以上；
	n	直辖市、计划单列市、省会城市因特殊情况需要调整上述比例的，必须报建设部批准；
	n	过去已审批但未取得施工许可证的项目凡不符合上述要求的，应根据要求进行套型调整。
关于房地产开发信贷条件	n	对项目资本金比例达不到 35%等贷款条件的房地产企业，商业银行不得发放贷款；
	n	对闲置土地和空置商品房较多的开发企业，商业银行要按照审慎经营原则，从严控制展期贷款或任何形式的滚动授信；
	n	对空置 3 年以上的商品房，商业银行不得接受其作为贷款的抵押物。
关于对闲置土地的处置	n	对超出合同约定动工开发日期满 1 年未动工开发的，依法从高征收土地闲置费，并责令限期开工、竣工；满 2 年未动工开发的，无偿收回土地使用权；
	n	对虽按照合同约定日期动工建设，但开发建设面积不足 1/3 或已投资额不足 1/4，且未经批准中止开发建设连续满 1 年的，按闲置土地处

1 住宅供給構造を調整し、住宅価格を安定させることについての建設部 国家發展改革委員會 監察部 財政部 国土資源部 中国人民銀行 国家稅務總局 国家統計局 中国銀行業監督管理委員會による意見

【發布機關】建設部、国家發展改革委員會、監察部、財政部、国土資源部、中国人民銀行、国家稅務總局、国家統計局、中国銀行業監督管理委員會

【發布番号】国弁発【2006】37号

【発布日】2006-05-24

【施行日】2006-05-24

【コメント】中国不動産市場の現状に焦点を合わせて、中国の係る政府部門は住宅供給構造を調整し、住宅価格を安定させるという問題について詳細な規定を制定しました。この意見について、弁護士は不動産開発企業に対し、以下の数点を重点的にご注意いただきたいと考えます。

新築住宅の構造の割合について	n	2006 年 6 月 1 日より、新たに審査批准され、新たに着工される分譲住宅の建設は、間取り毎の建築面積が 90 平米以下の住宅（エコノミー住宅を含む）免責の占める割合は、開発建設総面積の 70%以上に達していなければならない。
	n	直轄市、計画単列市、省都である都市が特殊な状況から、上記の割合を調整する必要がある場合には、建設部に申請し、批准を受けなければならない。
	n	過去にすでに審査批准されたが、施工許可証をまだ取得していないプロジェクトは、いずれも要求にしたがって間取りの調整をしなければならない。
不動産開発貸付条件について	n	プロジェクトの資本金の比率が 35%等の貸付条件に達していない不動産企業に対しては、商業銀行は貸付を行ってはならない。
	n	放置されたままの土地と空き部屋が放置されたままの分譲住宅がやや多き開発業者に対しては、商業銀行は慎重に経営するという原則に則り、貸付延長又は如何なる形式での雪だるま式与信は厳しく制御しなければならない。
	n	3 年以上放置されたままの分譲住宅に対しては、商業銀行はそれを借入の抵当物として受け入れてはならない。
放置されたままになっている土地の処置	n	契約で約定した着工開始日を過ぎて、満 1 年経っても開発の着工がされない場合、法に従って、土地放置費用を多く徴収し、期限を定めた上で着工と竣工を命じる。満 2 年経っても開発の着工がされない場合、土地使用権を無償で回収する。
	n	契約に定めた期日に従って建設を着工したが、開発建設免責が 3 分の 1

	置。
关于对房地产开发建设的监管	<p>n 对已经规划许可仍未开工的项目,要重新进行规划审查;</p> <p>n 对不符合规划控制性要求,尤其是套型结构超过规定的项目,不得核发规划许可证、施工许可证和商品房预售许可证;</p> <p>n 对擅自改变设计、变更项目、超出规定建设的住房要依法予以处理直至没收。</p>

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

- n 建设部 国家发展和改革委员会 监察部 财政部 国土资源部 中国人民银行 国家税务总局 国家统计局 中国银行业监督管理委员会关于调整住房供应结构稳定住房价格的意见【国办发(2006)37号】  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300846224519>
- n 国家税务总局关于加强住房营业税征收管理有关问题的通知【国税发(2006)74号】  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060531101407859>
- n 国土资源部关于当前进一步从严土地管理的紧急通知  
<http://news.mlr.gov.cn/frontNews/chinaResource/read/news-info13.asp?ID=87682>

**I 国家税务总局关于含金产品出口退税有关问题的通知**

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国税函【2006】481号  
【发布日期】2006-05-23  
【施行日期】2006-05-01  
【法令全文】请点击以下网址查看:  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605301006105417>

**I 上海市地方税务局关于开展印花税纳税检查的通告**

【发布单位】上海市地方税务局  
【发布文号】沪地税地【2006】45号  
【发布日期】2006-05-29  
【施行日期】2006-06-01~2006-09-15  
【法令全文】请点击以下网址查看:  
<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csj/csfq/sw/yhs/user/object7ai20921.html>

について	に満たない、又は、投資額が4分の1に満たず、また、批准を受けずに開発建設を満1年継続して中止した場合、放置されたままの土地として処理する。
不動産開発建設の監督管理について	<p>n すでに計画を許可したが、そのまま着工されていないプロジェクトについては、改めて計画についての審査を行わなければならない。</p> <p>n 計画の制限的要求に適合しない、とりわけ間取り構造が定めたプロジェクトを超えている場合、計画許可証、施工許可証、分譲住宅予約販売許可証を発給してはならない。</p> <p>n 無断で設計を変えたり、プロジェクトを変更したり、規定を超えて建設した住宅は法に従って処理が行われ、ひいては没収される。</p>

【関係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。

- n 住宅供給構造を調整し、住宅価格を安定させることについての建設部 国家発展改革委員会 監察部 財政部 国土资源部 中国人民银行 国家税务总局 国家统计局 中国银行业监督管理委员会による意見【国办发(2006)37号】  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300846224519>
- n 住宅営業税徴収管理を強化することについての国家税务总局による通知【国税発(2006)74号】  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060531101407859>
- n 当面土地管理を更に厳しくすることについての国土资源部による緊急通知  
<http://news.mlr.gov.cn/frontNews/chinaResource/read/news-info13.asp?ID=87682>

**I 金含有製品の輸出にあたっての税金還付に関する問題についての国家税务总局による通知**

【発布機関】国家税务总局  
【発布番号】国税函【2006】481号  
【発布日】2006-05-23  
【施行日】2006-05-01  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605301006105417>

**I 印紙税の納税検査を実施することについての上海市地方税务局による通告**

【発布機関】上海市地方税务局  
【発布番号】滬地税地【2006】45号  
【発布日】2006-05-29  
【施行日】2006-06-01~2006-09-15  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csj/csfq/sw/yhs/user/object7ai20921.html>

## 【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### I 关于外商投资的公司超越经营范围的问题

公司的经营范围, 是公司经批准的从事经营的行业、商品(产品)类别或服务项目, 是中国工商行政管理部门等对公司进行管理和指导的一项重要内容。根据现行有效的中国法律, 公司应当有明确的经营范围, 并在经营范围內从事经营活动。对于公司超越经营范围从事经营活动, 中国法律经历了由严格限制到日趋宽松的过程。

以往, 严格限制的规定有:

- n 《民法通则》第 42 条规定: “企业法人应当在核准登记的经营范围內从事经营。”
- n 原《公司法》第 11 条第 3 款规定: “公司应当在登记的经营范围內从事经营活动。”
- n 原《公司登记管理条例》第 71 条规定: “公司超出核准登记的经营范围从事经营活动的, 由公司登记机关责令改正, 并可处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款; 情节严重的, 吊销营业执照。”

目前, 日趋宽松的规定有:

- n 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释(一)》第 10 条规定: “当事人超越经营范围订立的合同, 人民法院不因此认定合同无效。但违反国家限制经营、特许经营以及法律、行政法规禁止经营规定的除外。”
- n 新《公司法》取消了原《公司法》第 11 条第 3 款的规定。
- n 新《公司登记管理条例》取消了原《公司登记管理条例》第 71 条的规定。

虽然, 目前中国法律对于公司超越经营范围的限制日趋宽松, 但这并不意味着公司可以任意超越经营范围从事经营活动。近日, 中国国家工商行政管理总局、中国商务部、中国海关总署、中国国家外汇管理局颁布的《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81 号; 以下简称“《执行意见》”), 对外商投资的公司超越经营范围从事经营活动如何处理作出了明确的规定, 即第 27 条:

- n 第 1 款规定: “外商投资的公司超出核准登记的经营范围, 擅自从事《外商投资产业指导

## 【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関係する新たな情報

### I 外商投資による会社の経営範囲逸脱の問題について

会社の経営範囲は、会社が批准を受けて経営に従事する業界、商品(製品)の分類又はサービス項目は、中国工商行政管理部門等が会社に対して行なう管理と指導についての重要な内容です。現行の有効な中国法律によると、会社には明確な経営範囲があり、しかも経営範囲の中で経営活動を取り扱わなければならないとされています。会社が経営範囲を逸脱して経営活動を取り扱うことについては、中国の法律では厳しく制御するという姿勢から日に日に緩和されてきています。

これまでの厳しい制限についての規定には次のようなものがありました。

- n 「民法通則」第 42 条では「企業法人は登記が認可された経営範囲の中で経営を行なわなければならない。」と定めています。
- n もとの「会社法」第 11 条第 3 項では「会社は登記した経営範囲の中で経営活動を行なわなければならない。」と定めています。
- n もとの「会社登記管理条例」第 71 条では「会社が登記を認可された経営範囲を逸脱して経営活動を行なった場合、会社登記機関は是正を命じると同時に 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。情状が著しい場合は、営業許可証を取消す。」と定めています。

現在、次第に緩和されてきた規定には次のようなものがあります。

- n 「『中華人民共和国契約法』を適用することについての若干の問題についての最高人民法院による解釈(一)」第 10 条では「当事者が経営範囲を逸脱して締結した契約について、人民法院はこれを理由に契約が無効であるとは認定しない。但し、国家が制限する経営、フランチャイズ経営及び法律、行政法規で経営を禁止した規定に違反する場合は除く。」と定めています。
- n 新しい「会社法」では、もとの「会社法」の第 11 条第 3 項の規定を取消しました。
- n 新しい「会社登記管理条例」では、もとの「会社登記管理条例」の第 71 条の規定を取消しました。

会社が経営範囲を逸脱することについての現在の中

目录》鼓励类、允许类项目经营活动的，公司登记机关适用《公司登记管理条例》第73条规定处罚。”

【附：新《公司登记管理条例》第73条规定：“公司登记事项发生变更时，未依照本条例规定办理有关变更登记的，由公司登记机关责令限期登记；逾期不登记的，处以1万元以上10万元以下的罚款。其中，变更经营范围涉及法律、行政法规或者国务院决定规定须经批准的项目而未取得批准，擅自从事相关经营活动，情节严重的，吊销营业执照。”】

n 第2款规定：“外商投资的公司超出核准登记的经营经营范围，擅自从事《外商投资产业指导目录》限制类、禁止类项目经营活动的，公司登记机关可以认定为‘超出核准登记的经营经营范围，擅自从事应当取得许可证或者其他批准文件方可从事的经营活动的违法经营行为’，适用《无照经营查处取缔办法》的规定予以处罚。构成犯罪的，依法追究其刑事责任。”

【附：《无照经营查处取缔办法》第14条规定“对于无照经营行为，由工商行政管理部门依法予以取缔，没收违法所得；触犯刑律的，依照刑法关于非法经营罪、重大责任事故罪、重大劳动安全事故罪、危险物品肇事罪或者其他罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，并处2万元以下的罚款；无照经营行为规模较大、社会危害严重的，并处2万元以上20万元以下的罚款；无照经营行为危害人体健康、存在重大安全隐患、威胁公共安全、破坏环境资源的，没收专门用于从事无照经营的工具、设备、原材料、产品（商品）等财物，并处5万元以上50万元以下的罚款。”】

对于《执行意见》的上述规定，律师简要提示如下事项：

- n 外商投资的公司超出核准登记的经营经营范围，其处罚将区分两种情形（擅自从事《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类项目经营活动与擅自从事《外商投资产业指导目录》限制类、禁止类项目经营活动）分别进行，而且处罚依据和处罚力度不同；
- n 外商投资的公司超出核准登记的经营经营范围，擅自从事《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类项目经营活动的，由公司登记机关责令限期变更登记；逾期不登记的，处以1万元以上10万元以下的罚款。不同于原《公司登记管理条例》第71条“公司超出核准登记的经营经营范围从事经营活动的，由公司登记机关责令改正，并可处以1万元以上10万元以下的罚款。”的规定；
- n 外商投资的公司超出核准登记的经营经营范围，擅自从事《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类项目经营活动的，由公司登记机关责令限期变更登记。需要指出的是，外商投资的公司变更经营范围，并非公司登记机关“责令限期变更登记”即可解决，届时还需事先获得商务主管部门的审批意见。

国法律による制限は日ごとに緩和されてきていますが、だからといって会社は経営範囲を任意に逸脱して経営活動に従事してもよいというわけではありません。先頃、中国国家工商行政管理総局、中国商務部、中国税関総署、中国国家外国為替管理局が公布した「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」（工商外企字【2006】81号、以下「『執行意見』」という）は、外商投資の会社が経営範囲を逸脱して経営活動を行なうことについて明確な規定を設けています。具体的には第27条で次のように定めています。

n 第1項の規定「外商投資の会社が登記を認可された経営範囲を逸脱し、『外商投資産業指導目録』の奨励類、許可類の項目の経営活動を無断で取り扱った場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』第73条の規定を適用して処罰する。」

【附：新「会社登記管理条例」第73条では次のように定めている。「会社の登記事項に変更が生じた際に、本条例の規定に従って係る登記の変更手続を行わない場合、会社登記機関は期限を定めて登記を行なうよう命じる。期限を過ぎても登記しない場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す。その中で、経営範囲の変更が法律、行政法規又は国务院の決定で必ず批准を受けなければならないとされている項目について批准を受けておらず、無断で係る経営活動に従事した場合で、情状が著しいときは営業許可証を取消す。」】

n 第2項の規定「外商投資の会社が登記を認可された経営範囲を逸脱し、『外商投資産業指導目録』制限類、禁止類の項目の経営活動を無断で取り扱った場合、会社登記機関は『登記を認可された経営範囲を逸脱し、許可証又はその他の批准文書を取得してからでない」と取り扱うことのできない経営活動を無断で行なった違法経営行為』であると認定し、『無免許経営取締弁法』の規定を適用し処罰を課すことができる。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。」

【附：「無免許経営取締弁法」第14条では次のように定めています。「無免許経営行為について、工商行政管理部門は法に従って取締りを行ない、違法所得を没収する。刑法に触れる場合は、刑法の不法経営罪、重大責任事故罪、重大労働安全事故罪、危険物品当事者罪又はその他の罪についての規定に照らして、法に従い刑事責任を追及する。刑事処罰がまだ充分でない場合は、2万以下の罰金を併科する。無免許経営行為の規模がやや大きく、社会に与える危害が深刻な場合は、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。無免許経営行為が人体の健康を損ない、深刻な安全上の危険が存在し、公共の安全を脅かし、環境資源を破壊する場合は、無免許経営のために用いた工具、設備、原材料、製品（商品）等の財物を没収し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。」】

「執行意見」の上記の規定について、弁護士より下

【备注】

查看《国家工商行政管理总局 商务部 海关总署 国家外汇管理局关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81号), 请点击以下网址:

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.401064412252937>

(里兆律师事务所 2006年06月02日整理编写)

記事項を簡潔にコメントさせていただきます。

- n 外商投資の会社が登記を認可された経営範囲を逸脱した場合、その際に受ける処罰は2通りのケース(「外商投資産業指導目録」の奨励類、許可類の項目の経営活動を無断で行なう場合と「外商投資産業指導目録」の制限類、禁止類の項目の経営活動を無断で行なう場合)に分けられ、それぞれ処罰の根拠と処罰の厳しさは異なります。
- n 外商投資の会社が登記を認可された経営範囲を逸脱し、「外商投資指導産業目録」の奨励類、許可類の項目の経営活動を無断で行なった場合、会社登記機関は期限を設定し、登記の変更を行なうよう命じ、**期限を過ぎても登記しない場合は、1万元以上10万元以下の罰金が科されます。**もとの「会社登記管理条例」第71条の「会社が登記を認可された経営範囲を逸脱して経営活動を行なう場合、会社登記機関は是正を命じ、**また、1万元以上10万元以下の罰金を併科することができる。**」との規定とは異なります。
- n 外商投資の会社が登記を認可された経営範囲を逸脱し、「外商投資産業指導目録」の奨励類、許可類の項目の経営活動を無断で行なった場合、**会社登記機関は期限を設定し登記の変更を行なうよう命じます。**ご指摘させていただく必要があることとしては、外商投資の会社が経営範囲を変更する場合、会社登記機関が「期限を設定して登記を変更するよう命じる」ことですぐに解決できるものではなく、その場合には、前もって商務主管部門の審査批准意見を獲得していなければなりません。

【備考】

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理总局 商务部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見」(工商外企字【2006】81号)をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.401064412252937>

(里兆法律事務所が2006年6月2日付けで作成)